

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

公 告	ページ
○土地改良区役員の就任届 (南丹広域振興局)	409
○都市計画法に基づく工事完了 (南丹土木事務所)	〃

教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	〃

公 安 委 員 会	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	413

公 告

亀岡市亀岡土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

平成27年 4 月17日

京都府知事 山 田 啓 二

就任役員(理事)

住 所	氏 名
亀岡市余部町真瀬場61	田 方 雅 美
〃 突抜町23	竹 内 佳 昭

亀岡市寅天堰土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

平成27年 4 月17日

京都府知事 山 田 啓 二

就任役員(理事)

住 所	氏 名
亀岡市千代川町小川1丁目3の14	山 内 利 孝

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 4 月17日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷33の5、33の2の一部、33の3の一部、33の4の一部、市有地
(関連区域)
亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀岡市篠町浄法寺土取3の1
沼田 昭二

教 育 委 員 会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

平成27年 4 月17日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

- 1 入札に付する事項
(1) 業務の名称及び数量

京都府立京都すばる高等学校教育用コンピュータシステムの賃貸借 一式 (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり (3) 賃借期間 平成27年 9月1日から平成30年 8月31日まで (4) 納入場所 仕様書に指示する場所 2 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒612-8156 京都市伏見区向島西定請120 京都府立京都すばる高等学校 電話番号 (075) 621-4788 (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等 平成27年 4月17日(金)から平成27年 5月1日(金)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。 また、本校ホームページ(http://www.kyoto-be.ne.jp/subaru-hs)において電子ファイル(PDF)を公開する。 (3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日時 平成27年 5月1日(金) 午後2時から イ 場所 京都市伏見区向島西定請120 京都府立京都すばる高等学校管理棟 2階会議室 3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者 4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。 ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者 イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者 ウ 直前5営業年度以内に、ネットワークを介してサーバと接続するパーソナルコンピュータ等の情報機器の販売、設置・設定及び保守・修理を含む賃貸借等の契約の履行実績を有すると認められる者以外の者 エ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者 オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申	立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。) (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者 (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者 (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者 (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者 キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。) (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。 (3) この入札に示した物品を第三者をして貸付けをさせようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けをさせる能力を有することを証明した者であること。 (4) この入札に示した業務を履行する能力があることを証明した者であること。 5 資格審査の申請手続 資格審査を受けようとする者は、京都府立京都すばる高等学校長(以下「校長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 申請書の交付場所等 ア 交付場所 2の(1)に同じ。 イ 交付期間 2の(2)に同じ。 なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。 (2) 申請書の提出場所等
---	--

ア 提出場所
2の(1)に同じ。

イ 提出期間
平成27年 4月17日（金）から平成27年 5月15日（金）までの間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

ウ 提出方法
(ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前 9時から午後 5時までの間に提出すること。
(イ) 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、「平成25・26・27年度物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」又は平成25年度から平成27年度までの「情報システム開発等業務の委託契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登録された者については、これらの資格審査結果通知書の写しを添付することで、次の(ア)から(オ)までの資料を省略することができる。
(ア) 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等
(イ) 府税納税義務者にあっては府税納税証明書
(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書
(エ) 法人にあっては審査基準日の直前の 2 営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
(オ) 営業経歴書及び営業実績調書
(カ) 過去 5 年以内の同種の業務に係る実績一覧（情報機器等の取引に関する履行実績調書）
(キ) 取引使用印鑑届
(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
(ケ) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）に係る誓約書
(コ) 第三者をして物品の貸付けを行う場合には、その証明書
(サ) 仕様書に定める提案書一式

オ 資料等の提出
申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出

を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3 及び 4 について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立京都すばる高等学校教育用コンピュータシステム賃貸借契約に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日から平成28年 3月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3 又は 4 の(1)のアからキまでに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書面その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、3 年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し

て不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成27年 5月28日 (木) 午後 2時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成27年 5月27日 (水)

(イ) 提出先

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請120
京都府立京都すばる高等学校長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、見積りは賃貸借契約期間（36月）に対する総額とすること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

免除する。

14 その他

(1) 1から13までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

15 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be rent
Educational Computer Systems, Communication
equipment for Local Area Net-work system, 1 set

(2) Rent period

From 1, September, 2015 through 31, August, 2018

(3) The time, date and place for tender

2:00 PM Fri., 1, May, 2015

Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Subaru High School
120, Mukaijima Nishi jouuke, Fushimi-ku, Kyoto,
612-8156, Japan

(4) Time-limit for tender by mail (not e-mail)

Wed., 27, May, 2015

(5) The time, date and place for the opening of tender

2:00 PM Thu., 28, May, 2015

Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Subaru High School
120, Mukaijima Nishi jouuke, Fushimi-ku, Kyoto,
612-8156, Japan

(6) Contact point for the notice

An office room, Kyoto Subaru High School

120, Mukaijima Nishi jouuke, Fushimi-ku, Kyoto,
612-8156, Japan

TEL (075) 621-4788

公 安 委 員 会

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成27年 4 月17日

京都府公安委員会
委員長 石 川 良 一

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査（大 型）	教習指導員審査（大 型）
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査（中 型）	教習指導員審査（中 型）
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査（普 通）	教習指導員審査（普 通）
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査（大 特）	教習指導員審査（大 特）
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査（大 自 二）	教習指導員審査（大 自 二）
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査（普 自 二）	教習指導員審査（普 自 二）
けん引免許（法第85条第3項のけん引自動車 で同項の重被けん引車をけん引している もの）	技能検定員審査（けん 引）	教習指導員審査（けん 引）
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査（大型二種）	教習指導員審査（大型二種）
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査（中型二種）	教習指導員審査（中型二種）
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査（普通二種）	教習指導員審査（普通二種）

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	平成27年 5 月25日（月）	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能		平成27年 5 月26日（火）、平成27年 5 月27日（水）、平成27年 5 月28日（木）、平成27年 5 月29日（金）、平成27年 6 月1日（月）、平成27年 6 月2日（火）、平成27年 6 月3日（水）、平成27年 6 月4日（木）及び平成27年 6 月5日（金）	
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

平成27年 4月20日（月）から平成27年 5月 1日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。受付時間は、午前 9時から午後 5時までとする。）とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真（技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の日前 6 箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） 1 枚

ウ 運転免許証（受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの）

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面（規則第17条又は附則第 3 条第 1 項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの）

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第 5 号）別表第 1 に定める額を京都府収入証紙により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課において配布する。

(2) 審査当日、運転免許証、筆記用具及び印鑑を持参すること。

(3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課教習所係（電話075-631-5181 （代表）内線 452）に行うこと。